

相続で認められる「寄与分」とは？

相続で問題となる寄与分

寄与分とは、被相続人の生前に、その財産の維持や増加に影響するような貢献をした相続人がいる場合、他の相続人との間の不公平を是正するために設けられた制度です。一般的には『相続財産の維持・増加に貢献（寄与）した相続人の相続分について、他のそうでない相続人よりも優遇しようとする制度』と説明されます。

寄与分が認められる要件

民法では、寄与分が認められる要件として以下の3つを挙げています。（民法 904 条の 2）

1. 共同相続人による寄与行為である事
2. 寄与行為が特別の寄与である事
3. 被相続人の財産の維持又は増加があり、寄与行為との間に因果関係がある事

さらに、寄与分が認められる為には「特別の寄与」であるかどうか重要になり、以下この4つの要件を満たしていることが寄与分獲得に重要なポイントです。

1. 報酬が発生しない「無償性」
2. 1年以上の長期間に渡って従事してきた「継続性」（概ね3年～4年）
3. 片手間で行ってはいないという「専従性」
4. 被相続人との身分関係（妻、子、兄弟など）

寄与分が認められる事例

- ・ 被相続人の事業に対して、ほぼ無償に近い形で従事して被相続人の財産増加に寄与した場合（家事従事型）
- ・ 相続人である妻が婚姻後も共働きを続け、被相続人たる夫名義で不動産を取得するに際し、自分が得た収入を提供する場合（金銭等出資型）
- ・ 相続人が被相続人の療養看護を行ない、付き添い看護の費用の支出を免れさせるなどして、相続財産の維持に寄与した場合（療養看護型）
- ・ 相続人が被相続人を扶養して、その生活費を賄い、相続財産の維持に寄与する場合（扶養型）
- ・ 被相続人の財産管理を行ない、「管理費用の支出を免れた場合」や被相続人所有の土地の売却に際し、「同じ土地上の家屋の賃貸人の立ち退き交渉や、その他の書類手続き、及び土地の売却代金を増加させた場合」など（財産管理型）が該当します。

具体的には以下のような事例が該当します。

- ・ 長男として父の事業を手伝ってきた
- ・ 被相続人の事業に資金提供をした
- ・ 被相続人の娘が仕事をやめて入院中の付き添いをしてくれた